**業務管理体制の整備に関する届出について**

障害福祉課　管理・指定グループ

**１　業務管理体制の概要**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）及び児童福祉法により、障害福祉サービス事業者等の不正事案の再発を防止し、障害福祉サービス事業等の運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備を義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権及び不正事業者による処分逃れ対策などが規定されています。

これに伴い、すべての指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等）は、法人単位で業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出る必要があります。

整備すべき業務管理体制は、事業者（法人）が設置している事業所等の数に応じて定められています。届出先の行政機関は、事業所等の展開状況によって異なりますが、豊橋市内のみに指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所又は指定障害児相談支援事業所を設置している法人は、豊橋市へ届け出ることになります。

**【注意点】**

　　　指定障害児入所施設については、指定権者が愛知県であることから、当該事業に係る業務管理体制の届出先行政機関は豊橋市ではありませんので、注意してください。

**２　整備すべき業務管理体制**

**（１）概要**

指定を受けている事業所等の数に応じ、下表のとおり異なります。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **業務管理体制の**  **内容** |  |  |  | 業務執行状況の監査の  定期的な実施 |
|  |  | 法令遵守規程の  整備 | 法令遵守規程の  整備 |
|  | 法令遵守責任者の  選任 | 法令遵守責任者の  選任 | 法令遵守責任者の  選任 |
|  |  |  |  |  |
| **※事業所等の数** |  | 1以上20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |

**【注意点】**

　　　事業所等の数とは、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。

　　　事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。例えば、同一の事業所が、①居宅介護事業所と②重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所の数は２となります。

**（２）法令遵守責任者について**

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法及び児童福祉法（以下、「法」という。）に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選定することを想定しています。

法務部門を設置していない法人の場合は、法人内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

**（３）法令遵守規程について**

少なくとも、事業所の従業員に、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、法人の実態に即したもので構いません。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

**（４）業務執行状況の監査について**

法人が既に法の規定に基づき、その監事又は監査役が法令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、法人の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。

また、規定では監査は定期的に行うこととされていますが、「定期的」な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年１回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど効率的かつ効果的に行うことが望まれます。事業所数の関係で該当する法人は、任意様式にて別途届出が必要となります。

**３　届出様式等**

障害者総合支援法と児童福祉法は別個の法律であり、法律毎に届出様式が異なります。また、届出の内容によっても様式が異なりますので、以下を参照してください。

**（１）整備又は変更の届出の場合**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **分類** | | **障害者総合支援法に基づく事業所・施設** | | **児童福祉法に基づく事業所・施設** | |
| **整備の届出** | **実施事業**  **及び**  **根拠条文** | 障害福祉サービス事業  障害者支援施設 | 第51条の２  第２項 | 障害児通所支援事業 | 第21条の５の26  第２項 |
| 一般相談支援  特定相談支援 | 第51条の31  第２項 | 障害児相談支援 | 第24条の38  第２項 |
| **提出書類** | 様式第51、事業所一覧 | | 様式第27の２、事業所一覧 | |
| **変更の届出** | **実施事業**  **及び**  **根拠条文** | 障害福祉サービス事業  障害者支援施設 | 第51条の２  第３項 | 障害児通所支援事業 | 第21条の５の26  第３項 |
| 一般相談支援  特定相談支援 | 第51条の31  第３項 | 障害児相談支援 | 第24条の38  第３項 |
| **提出書類** | 様式第52 | | 様式27の３ | |

事業者として指定を受けた際は、設置する事業所数に応じて業務管理体制を整備し、関係行政機関あて整備の届出の書類を提出してください。

また、整備の届出の内容（以下の①～⑧に限る）に変更が生じた際には、変更の届出の書類提出が必要となります。

①法人の種別、名称（フリガナ）

②主たる事務所の所在地、電話、ＦＡＸ番号

③代表者氏名（フリガナ）、生年月日

④代表者の住所、職名

⑤事業所名称等及び所在地

※単なる「事業所（施設）の名称」変更や「事業所（施設）の所在地」変更の場合は、届出不要です。事業所等の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備済の業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。

⑥法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日

⑦業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

⑧業務執行の状況の監査の方法の概要

**【注意点】**

●法人として業務管理体制の整備の届出を行った後、事業所の開設又は廃止によって事業所等の数に変更が生じた場合でも、整備済の業務管理体制に変更がなければ、変更の届出を行う必要はありません。

●事業所数は、法人全体ではなく、根拠条文毎に該当する事業所数でカウントします。

●３（１）の表の実施事業欄に掲げる複数の事業を実施する法人は、根拠条文毎に複数の届出が必要になります。例えば、障害福祉サービス事業及び一般・特定相談支援事業を実施する法人の場合、指定障害福祉サービス事業者としての届出と、指定相談支援事業者としての届出の２種類を、個別に（２通）届け出る必要があります。

●業務管理体制の変更届と通常の指定事業所の変更届は、制度上の位置づけが異なるため、各々の届出が必要となります。

**（２）区分の変更（届出先行政機関の変更）の届出の場合**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **分類** | | **障害者総合支援法に基づく事業所・施設** | | **児童福祉法に基づく事業所・施設** | |
| **区分の変更の届出** | **実施事業**  **及び**  **根拠条文** | 障害福祉サービス事業  障害者支援施設 | 第51条の２  第４項 | 障害児通所支援事業 | 第21条の５の26  第４項 |
| 一般相談支援  特定相談支援 | 第51条の31  第４項 | 障害児相談支援 | 第24条の38  第４項 |
| **提出書類** | 様式第51、事業所一覧 | | 様式第27の２、事業所一覧 | |

設置する事業所の移転や事業所数の増加により届出先の変更が生じた場合、様式第51又は様式第27の２の様式中の「６　区分の変更」欄に、変更前及び変更後の行政機関名等を記入し、変更前及び変更後の届出先のいずれにも届け出る必要があります。

例えば、従来は豊橋市内にのみ事業所を設置していた法人が、愛知県内の豊橋市以外の市町村に新たに事業所を設置した場合、豊橋市及び愛知県に区分の変更を届け出ることになります。

届出先行政機関については、次ページ以降を参照してください。

**４　届出先行政機関**

|  |  |
| --- | --- |
| **事業者の区分** | **届出先** |
| すべての事業所が豊橋市内のみに所在する事業者 | 豊橋市福祉部障害福祉課 |
| 事業所が豊橋市と愛知県内の他市町村に所在する事業者 | 愛知県福祉部障害福祉課 |
| 事業所が２以上の都道府県に所在する事業者 | 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 |

　届出先は上の表の３通りですが、（１）指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（２）指定相談支援事業者（３）指定障害児通所支援事業者（４）指定障害児相談支援事業者の４区分のうち複数に該当する法人は、（１）～（４）の各々の展開状況により、届出先行政機関が異なる場合がありますので、以下を参考に確認してください。

**（１）障害者総合支援法第51条の２に係る届出先**

（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **所在地** | | | | **届出先** |
| **名古屋市**  **（政令市）** | **豊橋市**  **（中核市）** | **豊川市**  **（一般市）** | **静岡県湖西市**  **（他県）** |
| **例１** | **種別** |  | 生活介護 |  |  | 豊橋市 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 |  |  |
| **例２** | **種別** | 生活介護 | 生活介護 |  |  | 愛知県 |
| **指定権者** | 名古屋市 | 豊橋市 |  |  |
| **例３** | **種別** |  | 障害者支援 | 生活介護 |  | 愛知県 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 | 愛知県 |  |
| **例４** | **種別** |  | 障害者支援 |  | 生活介護 | 厚生労働省 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 |  | 静岡県 |

**（２）障害者総合支援法第51条の31に係る届出先（指定相談支援事業者）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **所在地** | | | | **届出先** |
| **名古屋市**  **（政令市）** | **豊橋市**  **（中核市）** | **豊川市**  **（一般市）** | **静岡県湖西市**  **（他県）** |
| **例１** | **種別** |  | 一般・特定 |  |  | 豊橋市 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 |  |  |
| **例２** | **種別** | 一般・特定 | 一般・特定 |  |  | 愛知県 |
| **指定権者** | 名古屋市 | 豊橋市 |  |  |
| **例３** | **種別** |  | 一般・特定 | 特定 |  | 愛知県 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 | 豊川市※ |  |
| **例４** | **種別** |  | 一般・特定 |  | 特定 | 厚生労働省 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 |  | 湖西市※ |

　※一般市は特定相談支援の指定権限のみ有する

**（３）児童福祉法第21条の５の26に係る届出先（指定障害児通所支援事業者）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **所在地** | | | | **届出先** |
| **名古屋市**  **（政令市）** | **豊橋市**  **（中核市）** | **豊川市**  **（一般市）** | **静岡県湖西市**  **（他県）** |
| **例１** | **種別** |  | 児発・放デイ |  |  | 豊橋市 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 |  |  |
| **例２** | **種別** | 児発・放デイ | 児発・放デイ |  |  | 愛知県 |
| **指定権者** | 名古屋市 | 豊橋市 |  |  |
| **例３** | **種別** |  | 児発・放デイ | 児発・放デイ |  | 愛知県 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 | 愛知県 |  |
| **例４** | **種別** |  | 児発・放デイ |  | 児発・放デイ | 厚生労働省 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 |  | 静岡県 |

**（４）児童福祉法第24条の38第４項に係る届出先（指定障害児相談支援事業者）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | **所在地** | | | | **届出先** |
| **名古屋市**  **（政令市）** | **豊橋市**  **（中核市）** | **豊川市**  **（一般市）** | **静岡県湖西市**  **（他県）** |
| **例１** | **種別** |  | 障害児相談 |  |  | 豊橋市 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 |  |  |
| **例２** | **種別** | 障害児相談 | 障害児相談 |  |  | 愛知県 |
| **指定権者** | 名古屋市 | 豊橋市 |  |  |
| **例３** | **種別** |  | 障害児相談 | 障害児相談 |  | 愛知県 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 | 豊川市※ |  |
| **例４** | **種別** |  | 障害児相談 |  | 障害児相談 | 厚生労働省 |
| **指定権者** |  | 豊橋市 |  | 湖西市※ |

　※一般市は障害児相談支援の指定権限のみ有する

**５　届出方法等**

届出様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。

業務管理体制の整備後又は変更後、速やかに届出してください。

**（１）届出方法**

豊橋市福祉部障害福祉課　管理・指定グループへ持参、または郵送

**（２）障害者総合支援法関係（様式第51、様式第52）、児童福祉法関係（様式第27の２、様式第27の３）の様式 掲載場所**

URL：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/60988.htm>